

第25号議案

加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年加東市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（準用）

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第25号議案 要旨

加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成18年に制定された地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）において、行政財産の貸付けが可能となっており、今後、本市においても行政財産の活用の検討が必要となるため。

2 改正内容

行政財産について、普通財産の無償貸付及び減額貸付の規定を準用する規定を加えること。

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
	<u>(準用)</u>
(物品の交換)	<u>第5条</u> <u>前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。</u>
第5条 (略)	(物品の交換)
(物品の譲与及び減額譲渡)	<u>第6条</u> (略)
第6条 (略)	(物品の譲与及び減額譲渡)
(物品の無償貸付及び減額貸付)	<u>第7条</u> (略)
第7条 (略)	(物品の無償貸付及び減額貸付)
	<u>第8条</u> (略)